

経理の窓



昨年より早い梅雨入りとなりました。

平成18年6月1日号

曇りがちの空が続くと、青い空や太陽の晴れやかさが待ち遠しくなります。

お変わりありませんか？

今月の税務

法人
個人
： 4月決算法人の確定申告と納付
： 市・県民税の第1期分の納付

法人の交際費課税の改正

法人の交際費課税に関する規定が改正されて、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用される事になりました。国税庁より、交際費等(飲食費)に関するQ&Aが、国税庁のホームページで公開されています。内容にそって、適用要件等ポイントをまとめてみます。

I 改正の概要

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について次のような改正が行われました。

- (1) 交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く。以下同じ)」が一定の要件の下で除外されました。
- (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業者に対して講じられていた定額控除限度額(年400万円)までの金額の損金算入割合を交際等の額の90%相当額とする適用期間が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度まで延長されました。

II 書類の保存要件

交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費」を除外する要件として、所定の事項を記載した書類を保存していることが必要とされています。

- イ 飲食等のあった年月日
- ロ 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及び関係
- ハ 飲食等に参加した者の数
- ニ 費用の金額、飲食店、料理店等の名称及び所在地
- ホ その他参考となるべき事項

(対策) 法定の書式はありません。相手方の記載のない場合は、交際費等になります。

領収書等や請求書の余白や裏に、相手方の名称、氏名、参加人数、関係を記載しておくとうわかりやすいですね。

Ⅲ 交際費等に該当する飲食費の事例

(1) 飲食費のうち「社内飲食費」については、1人当たり5,000円以下のものであっても、原則として、交際費に該当します。

会議費等の費用として交際費の範囲から除外される場合があります。

(2) ゴルフ・観劇・旅行等の接待時の飲食費は、それらの一連の行為として実施されるもので、一体的なものとして考えられ、交際費に該当します。

Ⅳ 1人当たり5,000円以下の飲食費の判定

(1人当たりの金額計算)

飲食等の費用 ÷ 飲食等に参加した人数 = 1人当たりの金額

(交際費等とされない飲食費の額)

1人当たりの金額が5,000円以下の費用が、交際費等の範囲から除かれますので、1人当たりの金額が5,000円を超える場合は、その費用のすべてが交際費等に該当することになります。

(1次会と2次会の費用)

1次会と2次会の場所が、別の飲食店であれば、それぞれの飲食費ごとに1人当たりの金額が5,000円以下であるかの判定を行うことができます。

(支出される費用にかかる消費税等の額)

税込み経理をしている場合は、5,000円(税込み)以下

税抜き経理をしている場合は、5,250円(税込み)以下で判定します。

(会議費との関係)

従来から交際費等に該当しないこととされている会議費等は、1人当たり5,000円超であっても、その費用が通常要する費用と認められるものであれば、交際費等には該当しません。

(同業者パーティの自己負担分の飲食費)

同業者パーティや得意先等と共同開催の懇親会に出席して自己負担分の飲食費相当額は、5,000円以下であれば、交際費等に該当しません。

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者の方の納期限になります。

1月から6月の源泉所得税を納付します。該当される方は、およそ6ヶ月分の源泉税の資金準備をお願いいたします。別途、個々にご案内いたしますので、よろしく申し上げます。

有限会社 たべい 電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844